



鳥取県公報

平成28年3月18日（金）
号外第20号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	農業近代化資金の利子補給率の一部改正（187）（経営支援課） 2
	漁業近代化資金の利子補給率の一部改正（188）（水産課） 2
	漁業経営維持安定資金の貸付利率等の一部改正（189）（〃） 4
	漁業経営安定資金の貸付利率等の一部改正（190）（〃） 5

告 示

鳥取県告示第187号

平成23年鳥取県告示第496号（農業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。

平成28年3月18日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和37年鳥取県規則第2号）第4条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成28年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前														
<p>1 略</p> <p>2 規則第3条第2項の利子補給率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">利子補給率を上乗せする資金</th> <th style="width: 30%;">上乗せする率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が15年以内であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地为所管する市町村（以下「市町村」という。）が年0.10パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="vertical-align: top;">年0.10パーセント</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金のうち市町村が年0.10パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="vertical-align: top;">年0.10パーセント</td> </tr> </tbody> </table>	利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が15年以内であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地为所管する市町村（以下「市町村」という。）が年0.10パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.10パーセント	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金のうち市町村が年0.10パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.10パーセント	<p>1 略</p> <p>2 規則第3条第2項の利子補給率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">利子補給率を上乗せする資金</th> <th style="width: 30%;">上乗せする率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が14年以内であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地为所管する市町村（以下「市町村」という。）が年0.125パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="vertical-align: top;">年0.125パーセント</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が14年を超え15年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.175パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="vertical-align: top;">年0.175パーセント</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金のうち市町村が年0.20パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="vertical-align: top;">年0.20パーセント</td> </tr> </tbody> </table>	利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が14年以内であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地为所管する市町村（以下「市町村」という。）が年0.125パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.125パーセント	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が14年を超え15年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.175パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.175パーセント	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金のうち市町村が年0.20パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.20パーセント
利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率														
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が15年以内であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地为所管する市町村（以下「市町村」という。）が年0.10パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.10パーセント														
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金のうち市町村が年0.10パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.10パーセント														
利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率														
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が14年以内であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地为所管する市町村（以下「市町村」という。）が年0.125パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.125パーセント														
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が14年を超え15年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.175パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.175パーセント														
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金のうち市町村が年0.20パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.20パーセント														

鳥取県告示第188号

平成23年鳥取県告示第497号（漁業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。

平成28年3月18日前に鳥取県漁業近代化資金利子補給規則（昭和44年鳥取県規則第61号）第3条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成28年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

1 規則第2条第1項の利子補給率

漁業近代化 資金の種類	利子補給率				
	漁業近 代化資 金融通 法（昭 和44年 法律第 52号。 以 下 「法」 と い う。） 第2条 第2項 第1号 から第 4号ま でに掲 げる融 資機関 が、同 条第1 項第1 号から 第5号 まで及 び第10 号に掲 げる者 （漁業 近代化 資金融 通法施 行 令 （昭和 44年政 令 第 209 号。以 下 令 と い う。） 第1条	法第2 条第2 項第5 号に掲 げる融 資機関 が、同 条第1 項第1 号から 第5号 まで及 び第10 号に掲 げる者 （令第 5条に 規定す る団体 に限 る。） に貸し 付ける 場合	法第2 条第2 項第1 号に掲 げる融 資機関 が、同 条第1 項第6 号に掲 げる者 に貸し 付ける 場合	法第2 条第2 項第2 号及び 第4号 に掲げ る融資 機 関 が、同 条第1 項第6 号から 第10号 までに 掲げる 者（同 条第10 号に掲 げる者 にあっ ては、 令第5 条に規 定する 団体を 除く。） に貸し 付ける 場合	法第2 条第2 項第5 号に掲 げる融 資機関 が、同 条第1 項第6 号から 第10号 までに 掲げる 者（同 条第10 号に掲 げる者 にあっ ては、 令第5 条に規 定する 団体を 除く。） に貸し 付ける 場合

1 規則第2条第1項の利子補給率

漁業近代化 資金の種類	利子補給率				
	漁業近 代化資 金融通 法（昭 和44年 法律第 52号。 以 下 「法」 と い う。） 第2条 第2項 第1号 から第 4号ま でに掲 げる融 資機関 が、同 条第1 項第1 号から 第5号 まで及 び第10 号に掲 げる者 （漁業 近代化 資金融 通法施 行 令 （昭和 44年政 令 第 209 号。以 下 令 と い う。） 第1条	法第2 条第2 項第5 号に掲 げる融 資機関 が、同 条第1 項第1 号から 第5号 まで及 び第10 号に掲 げる者 （令第 5条に 規定す る団体 に限 る。） に貸し 付ける 場合	法第2 条第2 項第1 号に掲 げる融 資機関 が、同 条第1 項第6 号に掲 げる者 に貸し 付ける 場合	法第2 条第2 項第2 号及び 第4号 に掲げ る融資 機 関 が、同 条第1 項第6 号から 第10号 までに 掲げる 者（同 条第10 号に掲 げる者 にあっ ては、 令第5 条に規 定する 団体を 除く。） に貸し 付ける 場合	法第2 条第2 項第5 号に掲 げる融 資機関 が、同 条第1 項第6 号から 第10号 までに 掲げる 者（同 条第10 号に掲 げる者 にあっ ては、 令第5 条に規 定する 団体を 除く。） に貸し 付ける 場合

	第3号に規定する団体に限る。)に貸し付ける場合								
略					略				
4	規則別表第3号に掲げる資金	略	年0.75パーセント	年0.75パーセント	4	規則別表第3号に掲げる資金	略	年0.6パーセント	年0.6パーセント
5	規則別表第4号に掲げる資金	略	年0.75パーセント	年0.75パーセント	5	規則別表第4号に掲げる資金	略	年0.6パーセント	年0.6パーセント
略					略				
8	規則別表第7号に掲げる資金	略	年0.75パーセント	年0.75パーセント	8	規則別表第7号に掲げる資金	略	年0.6パーセント	年0.6パーセント
9	規則別表第8号に掲げる資金	略	年0.75パーセント	年0.75パーセント	9	規則別表第8号に掲げる資金	略	年0.6パーセント	年0.6パーセント
2 規則第2条第2項の規定により上乗せする率					2 規則第2条第2項の規定により上乗せする率				
利子補給率を上乗せする資金		上乗せする率			利子補給率を上乗せする資金		上乗せする率		
規則別表第3号又は第4号に掲げる資金のうち当該資金を借り受けた者の所在地を所管する市町村が年0.10パーセントの割合で利子補給金を交付するもの		年0.10パーセント			規則別表第3号又は第4号に掲げる資金のうち当該資金を借り受けた者の所在地を所管する市町村が年0.20パーセントの割合で利子補給金を交付するもの		年0.20パーセント		

鳥取県告示第189号

平成8年鳥取県告示第251号（漁業経営維持安定資金の貸付利率等について）の一部を次のように改正する。
 平成28年3月18日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

平成28年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
貸付利率	利子補給率	貸付利率	利子補給率

年0.20パーセント	略	年0.40パーセント	略
------------	---	------------	---

鳥取県告示第190号

平成8年鳥取県告示第252号（漁業経営安定資金の貸付利率等について）の一部を次のように改正する。

平成28年3月18日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

平成28年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
資金の種類	貸付利率	利子補給率	資金の種類	貸付利率	利子補給率
規則別表第3号の資金	<u>年0.20パーセント</u>	略	規則別表第3号の資金	<u>年0.40パーセント</u>	略
規則別表第7号の資金	<u>年0.850パーセント</u>	略	規則別表第7号の資金	<u>年1.050パーセント</u>	略
その他の資金	<u>年0.20パーセント</u>	略	その他の資金	<u>年0.40パーセント</u>	略